

庁舎 会津若松市庁舎整備基本計画を策定しました

庁舎整備に向けた取り組みを進めています

市では市役所庁舎の整備を進めていくため、平成27年度に開催した「庁舎検討懇談会」からの意見を踏まえ、平成29年2月に策定した「会津若松市第7次総合計画」に「市役所庁舎の整備」を位置づけました。これに基づき、平成29年度からは、本庁舎旧館の建物・敷地の状況を調査し、分庁舎を含めた建物・敷地の活用方策の検討を進めてきました。これらを踏まえて、このたび、庁舎整備に関する基本的な事項をまとめた「庁舎整備基本計画」を策定しました。今後は、設計・工事段階に進め、2025年度の新庁舎開所を目指して取り組んでいきます。

会津若松市第7次総合計画

【政策分野39 まちの拠点】

施策2 市役所庁舎の整備

情報や防災、市民サービスの拠点として、また、市民生活を支える中心施設として、現在の本庁舎を中心に庁舎を整備します。その際、市役所本庁舎旧館については、その活用に向けた検討を進めながら保存していきます。

本庁舎敷地に庁舎機能を集約します

本庁舎旧館や分庁舎の建物・敷地の活用については、「本庁舎旧館全体を保存するか、歴史的な価値のある部分を保存するか」「本庁舎旧館を庁舎として利用するか、他の用途に利用するか」「栄町第一庁舎を庁舎として利用するか、他の用途に利用するか」「栄町第二庁舎を他の用途に利用するか、駐車場として利用するか」という選択肢により、16パターン案を設定しました。

市では、これらの案を絞り込むため、庁舎検討懇談会からの「現在分散している庁舎機能を集約し、新たな総合庁舎を建設することが望ましい」「新庁舎の高層化が見込まれる場合は、分庁舎の建物・敷地の活用も考慮すべき」などの意見を踏まえながら、本庁舎旧館の歴史的な価値の継承や、建築基準法など各種法令への対応、事業費などの視点から検討を進めてきました。その結果、各庁舎の建物・敷地の活用方策は、図1の通り庁舎機能を現在の本庁舎敷地に集約し、栄町第一庁舎を市民活動の拠点などとして、栄町第二庁舎を駐車場として活用する案で庁舎整備を進めていくことになりました。

庁舎整備のポイント

庁舎整備にあたって、職員数や議員数、それに基づく必要面積などを次の通り想定します。

▼職員数：820人

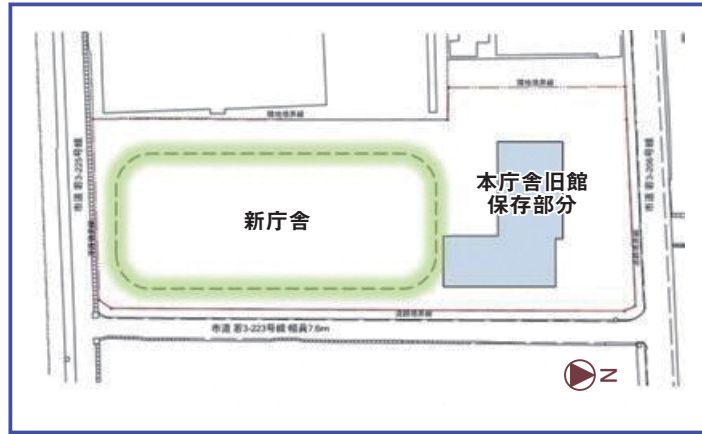
▼議員数：28人

▼総床面積：16000㎡程度

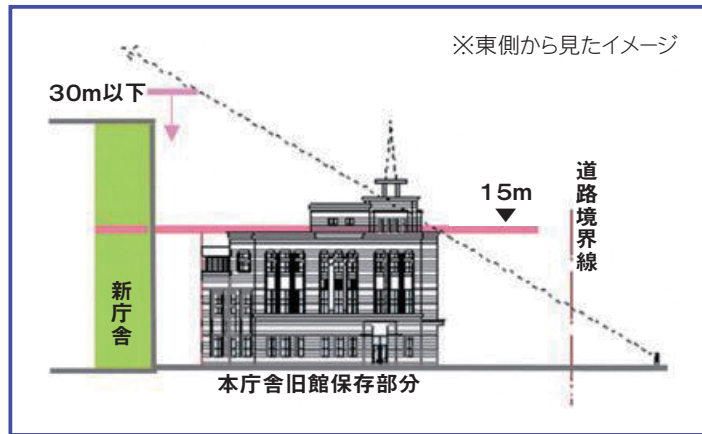
【本庁舎旧館の保存と新庁舎の配置】

本庁舎旧館は、歴史的価値のある部分を改修・保存し、主に議会などとして利用します。また、本庁舎旧館の一部と現在の本庁舎新館、付属建物を除却し、その敷地に新庁舎の建設を進めます。
〔図2参照〕

〈図2〉本庁舎旧館の保存と新庁舎の配置イメージ



〈図3〉新庁舎の景観シミュレーション



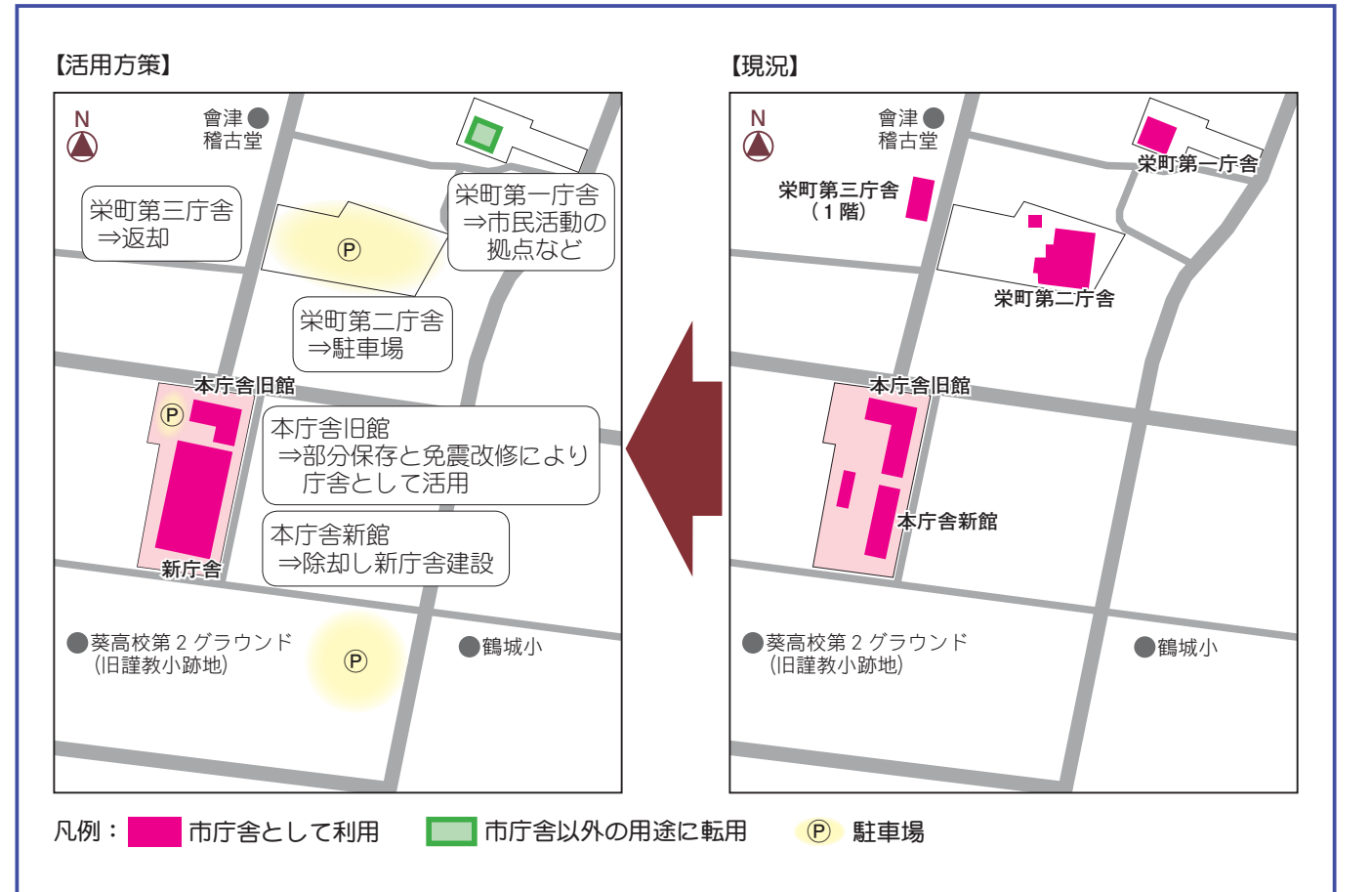
【新庁舎の高さと景観】

新庁舎は、階数が6階程度、高さが30m以下で、本庁舎敷地に必要な床面積を確保できる見込みです。この高さにする事で、図3の通り、本庁舎旧館正面の道路から見上げたときに、新庁舎が視界に入らないと想定されます。このように、新庁舎の高さやデザインを含め、周辺との調和や眺望などの景観に配慮します。

【駐車場の配置】

本庁舎敷地や旧謹教小学校跡地の東側、栄町第二庁舎の敷地などを活用して、現在の各庁舎の駐車台数とほぼ同数の240台程度の駐車スペースを確保

〈図1〉各庁舎の建物・敷地の現況と活用方策



本庁舎旧館を保存・活用しながら、まちの拠点として人や情報が行き交う市役所庁舎を整備します

保します。

また、本庁舎の出入口近くには、車いすを利用している人や妊娠している人、介護・介助が必要な人などに配慮した駐車スペースを設置します。

【窓口業務の集約】

新庁舎の低い階に、市民の皆さんの利用が多い窓口を集約し、効率的で円滑なサービスを提供します。

【周辺道路の整備】

市民の皆さんが来庁しやすいように、歩行者や車両の動線を考慮しながら、周辺道路の整備を検討していきます。

【外部空間の創出】

植栽や植樹、ベンチの設置などによ

事業スケジュール	
年度	内容
2019年度	●基本計画策定 ●市民説明と意見交換
2020年度～	●設計
2022年度～	●新庁舎新築工事 ●本庁舎改修等工事
2025年度	●新庁舎への引っ越し ●新庁舎開所 ●駐車場整備

●問い合わせ：庁舎整備室 ☎23・4561

庁舎整備基本計画の詳細は、市のホームページに掲載しています。

【事業スケジュール】

本年度以降の事業スケジュールは左表の通りです。

り、憩いの場となる開放的な空間の整備や、本庁舎旧館と新庁舎の間のオープンスペースの活用を計画します。

【事業費と財源の想定】

工事関連費で94億円、そのほかに事務機器などの費用を想定します。財源は、約41億円の庁舎整備基金や国の交付金、合併特例債などを見込んでいきます。

※ 合併特例債…平成の大合併による新市建設計画の事業費として特例的に活用できる地方債のこと。事業費の95%まで充当可能で、国が返済の70%までを負担(普通交付税措置)する